

○十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例

平成17年 1 月 1 日

条例第126号

改正 平成18年 6 月 22日 条例第33号
平成18年 9 月 27日 条例第38号
平成20年 6 月 30日 条例第24号
平成21年 3 月 30日 条例第15号
平成21年 7 月 31日 条例第35号
平成24年 3 月 22日 条例第 5 号
平成24年 6 月 26日 条例第22号
平成24年12月14日 条例第34号
平成25年12月17日 条例第39号
平成26年 9 月 26日 条例第28号
平成28年 6 月 30日 条例第30号
平成29年 3 月 22日 条例第 7 号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父又は母（別表第1に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくしているとき、若しくは父又は母の配偶者（別表第1に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているときを除く。

(1) 父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童

- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が別表第1に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から遺棄されている児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

3 この条例において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 前項各号のいずれかに該当する児童であつて、父母が監護しない児童

4 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育し、かつ、その生計を維持する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「小規模住居型児童養育事業者」という。)及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外の者をいう。

5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

6 この条例において「医療費」とは、次に定めるものをいう。

(1) 児童が医療保険各法による療養の給付又は療養費の支給を受けた場合において、医療保険各法の規定により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関し負担すべき額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乘じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費付加給付金のある場合は、その額を含む。）を控除した額に相当する額

(2) 父又は母が医療保険各法による療養の給付又は療養費の支給を受けた場合において、規則で定める算定方法により算定した額

（平18条例33・平18条例38・平20条例24・平21条例15・平21条例35・平24条例5・平24条例34・平25条例39・平29条例7・一部改正）

（給付対象者）

第3条 この条例により医療費の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、原則として十和田市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をしている次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者とする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の給付の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用（停止中を除く。）を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に掲げる児童福祉施設又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設

等若しくはのぞみの園に入所している者で、医療費についてそれぞれの法律の定めるところにより支給されている者

- (3) 里親又は小規模住居型児童養育事業者に委託されている児童
- (4) 父、母又は養育者の前年（1月から7月までの間に新たにこの制度の適用を受けようとする場合については前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。）が、別表第2（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する養育者にあつては別表第3）に定める額を超える者
- (5) 父、母又は養育者と生計を同じくする配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者に、前年の所得が別表第4に定める額を超える者がいる者
- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者

（平18条例38・平21条例15・平26条例28・平28条例30・一部改正）

（資格証）

第4条 市長は、父、母又は養育者に対し、規則で定めるところにより、給付対象者であることを証する資格証を交付する。

（医療費の給付の方法）

第5条 医療費の給付額は第2条第6項に規定する額とし、その給付は次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて病院、診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）に支払う方法
- (2) 前条の資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）から医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者に支払う方法

(3) 受給資格者に直接支払う方法

2 前項第1号又は第2号に規定する方法による支払があったときは、当該受給資格者に対する医療費の給付があったものとみなす。

3 給付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日の翌日から医療費を給付しない。

(1) 第3条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(平18条例38・平28条例30・一部改正)

(届出の義務)

第6条 受給資格者は、給付対象者の住所、氏名その他市長が別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平28条例30・旧第7条繰上・一部改正)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(平28条例30・旧第8条繰上)

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者がいるときは、その者から、その給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平28条例30・旧第9条繰上)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平28条例30・旧第10条繰上)

(報告等)

第10条 市長は、医療費の給付に関し必要があると認めるときは、受給資格者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(平28条例30・旧第11条繰上・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平28条例30・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成3年十和田市条例第24号）又は十和田湖町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成8年十和田湖町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第33号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の十和田市国民健康保険条例、十和田市乳幼児医療費給付条例、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例、十和田市重度心身障害者医療費助成条例、十和田市立診療所条例及び十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例の規定は、平成18年4月1日以後に行われた療養等に要する費用の額の算定について適用し、同日前に行われた療養等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第38号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次に掲げる条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（1）略

（2）第2条の規定による改正後の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例（経過措置）

- 3 第1項第2号に掲げる条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた療養に係る医療費の額の算定について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第15号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第22号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年条例第39号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年条例第28号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の障害により労働が著しい制限を受け、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神の障害により労働が著しい制限を受け、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治癒せず、身体又は精神の障害により労働が著しい制限を受け、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする障害を有するもの

別表第2（第3条関係）

（平24条例22・一部改正）

扶養親族等及び児童がないとき	2,342,000円
----------------	------------

扶養親族等又は児童があるとき	2,342,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）
----------------	--

備考

この表、別表第3及び別表第4において、「扶養親族等」とは、所得税法に規定する扶養親族及び控除対象配偶者をいう。

別表第3（第3条関係）

扶養親族等及び児童がないとき		6,216,000円
扶養親族等又は児童があるとき	1人	6,465,000円
	2人以上	6,465,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第4（第3条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	6,216,000円

1 人	6,465,000円
2 人以上	6,465,000円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき） 60,000円を加算した額）